

1930年代における宗教的情操教育の模索

— 静岡市の研究開発校に着目して —

井 上 兼 一

要旨：本稿は、1930年代における宗教的情操教育の実際について、研究開発校のカリキュラム開発に焦点を当てて、その営為を検討するものである。1890年代以降、わが国の初等教育においては政教分離の原則のもとで、学校教育が展開してきた。1935年11月28日に文部省から発せられた「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」という文部次官通牒は、その原則を緩和する契機であったと考えられる。

教育学研究の分野においては、上記の通牒を受容した学校現場の授業改革については十分に検討されてこなかった。また、その実態についても不明な点が多いというのが現状であろう。ところで、筆者は、静岡千代田尋常高等小学校（静岡県静岡市）において取り組まれた研究開発に関する資料を入手する機会を得た。戦前期において、同校は静岡女子師範学校の代用附属小学校であったため、さまざまな研究課題に取り組んできた。同校編『我が校に於ける宗教性教育』は、1937年11月28日に開催された研究発表会で配布されたものである。

本稿では、学校史をふまえて、同校の研究活動を概観した。そして、『我が校に於ける宗教性教育』を用いて、同校の宗教的情操教育の方針、学校行事の種類とその内容、教科指導（2年生・国語）における教材と指導計画を検討することにより、その特徴を指摘した。特定の宗派の宗教教育に偏らないように配慮された教育実践が試みられていた。学校現場の教師たちによるカリキュラム開発の模索の成果であったと言えるだろう。

キーワード：1930年代、宗教的情操、カリキュラム開発、学校行事、教科指導（国語）

はじめに

本稿は、1935（昭和10）年11月28日に発せられた「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」（発普第160号）という文部次官通牒（以下、「1935年文部次官通牒」と略記する）に関して、この通牒を受容した学校現場においてどのような教育が実践されたのか探究するものである。とりわけ、研究開発校の取り組みに焦点を当てて、その営為の検討を試みるものである。

戦前期の学校教育において、宗教に関する教育を行うことは禁止されてきたというのが一般的な理解である。こうした学説については、多くの先行研究で言及されてきている。それらは、1899（明治32）年の「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」（文部省訓令第12号）を根拠にしている。

時代は前後するが、1890（明治23）年に改正された小学校令の第一条（教育目的）について、その成立過程に着目すると、そこには学校教育に宗教を取り込まないという政教分離の発想があったことを知ることができる。当時において、ドイツ連邦諸国の国民学校法を参酌して、当該条文が策定された。その際、宗教に関する文言を削除して、学校教育に宗教的要素を取り入れないように考慮されていた。そして、小学校における道德教育の内容は、同年10月30日に渙発された「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」と表記する）を根拠とすることになった。この規定にかかわった江木千之（1853-1932）の資料などから、文部省の方針として政教分離の発想があったと理解することができる¹⁾。

はじめに述べた1935年文部次官通牒については、先行研究では学校教育に対して特段の効力を

及ぼすものではなかったと指摘されていたりする。こうした見解に対して、筆者は国定教科書の教材分析や教育審議会（1937〔昭和12〕年12月に第一次近衛内閣に設置）の議事録の検討を通じて、1935年文部次官通牒は一定の効力をもつものであったことを指摘してきた。例えば拙稿においては、国語の教科書に仏教や神道の概念に関連する教材が登場していることを論じている²⁾。

明治20年代以降、わが国の初等教育の学校においては、政教分離を原則として教育勅語を中心とした教育活動が展開してきた。それが時代が推移するにつれて、この原則は緩和されてきた。1935年文部次官通牒はこの原則を緩和する一つの契機であったと考えられる。

ここまで戦前期における宗教教育・宗教的情操教育にかかる政策の変遷、および教育内容の変化について言及した。1935年文部次官通牒が発せられた後の学校においては、この効力を受けて教育活動が展開したと思われる。管見の限りであるが、上記の通牒に関して昭和戦前期における宗教的情操にかかる教育計画や教育実践を取り上げて、検討している研究は乏しい状況にある。拙稿において指摘していることであるが、通牒を受容した学校における授業改革の実態について、今後は研究を進展させていく必要があるだろう³⁾。

ところで、筆者は上記の通牒に関する研究開発に取り組んだ学校（静岡県静岡市）の資料を入手する機会を得た。当該学校の学校史を調べてみると、同校が宗教的情操教育の研究開発を行ったということは記されていない。そのため本稿は、同校の学校史の間隙を埋める研究にもなるだろう。先行研究においても、1930年代の宗教的情操にかかるカリキュラム研究は乏しいため、学校現場における具体的な営為を明らかにすることは、それ自体に意味があると思われる。

1935年文部次官通牒が学校に通達されて数年後にその研究成果が公表されているため、当該学校の訓導においては授業づくりにおいて模索の連続であったと推測される。同校の取り組みはひとつの事例でしかないが、当時に試みられた教育実践の検討を通じて、その特徴を描き出したい。

1. 静岡千代田尋常高等小学校の沿革と研究開発の動向

1935年文部次官通牒を受容して、宗教的情操教育にかかるカリキュラム開発に取り組んだのは、静岡県静岡市の「静岡千代田尋常高等小学校」（現在の静岡市立千代田小学校）である。研究対象となる同校の沿革について、学校設立から1945（昭和20）年までの主要な出来事を抽出すると次のとおりである⁴⁾。

資料1 静岡千代田尋常高等小学校の沿革

1907（明治40）年7月15日

上ヶ土尋常小学校，下足洗尋常小学校両校を廃止し，安倍郡千代田村立千代田尋常高等小学校となる。

1924（大正13）年2月13日

静岡県女子師範学校代用附属小学校となる。（昭和23年まで）

1934（昭和9）年10月1日

市町村合併（静岡市と千代田村の合併）により，静岡市立千代田尋常高等小学校と改称する。

1941（昭和16）年4月1日

国民学校令施行により，静岡市立千代田国民学校と改称する。

1943（昭和18）年9月8日

静岡第一師範学校女子部代用附属国民学校となる。

資料1の沿革にあるように、同校は静岡女子師範学校の代用附属小学校である。このような性格の学校であるため、戦前においては、同校はさまざまな研究開発に取り組んでいる。例えば、昭和初期に取り組まれた研究テーマを見ると、「学習訓練を中心とした学級経営発表会」（昭和2年6月）、「農村小学校としての我が校高等科経営の実際」（昭和6年6月）、「教科研究」（昭和7年1月，昭和9年2月，昭和10年2月）などがある⁵⁾。なお、終戦後においては、生活カリキュラムや問題解決学習、道徳教育にかかる研究開発を行って

の文字が見える。発行当日は、研究発表会の開催日にあたり、本書は参加者に配布された資料と考えられる。写真3については、「研究発表会の日程」である。午前は第一時に普通授業、第二時に研究授業、研究発表（「二、我が校の宗教性教育の態度」「三、教科に於ける宗教性の教育」「四、校外に於ける宗教性の教育と環境」「五、教師の態度」と続き、昼食をはさんで講演が行われている。演題は「宗教性の教育について」（東京高等師範学校教授・石山脩平）であった。

同校の研究発表会の開催日は、1935年文部次官通牒が全国の学校に向けて発せられた日から、ちょうど2年後にあたる。おそらくは、1936（昭和11）年度から研究開発に取り組み、1937年度は2年目であったと思われる。同校のカリキュラム開発の成果の一端が、公開研究会の場で披瀝されたのであろう。

先行研究において、1930年代の宗教的情操にかかるカリキュラム研究は乏しいため、静岡千代田尋常高等小学校の営為を明らかにすることは、当時の教育実践の一端を知る手掛かりになるだろう。次節以降で具体的に同校の取り組みについて述べていくことにする。

2. 静岡千代田尋常高等小学校の教育方針と取り組み

本節では『我が校に於ける宗教性教育』にもとづいて、静岡千代田尋常高等小学校の教育方針・教育観や同校の取り組みについて概観する。同書の章構成は次のとおりである。

序

第一章 小学校に於ける宗教性教育の提唱

第二章 児童の宗教性

第三章 我が校の宗教性の教育観

第四章 我が校に於ける宗教性教育

第五章 教師

第一章および第二章では、当時の宗教性教育をめぐる動向や児童の宗教性の発達について解説されている。そこでは1935年文部次官通牒が示され

ており、同校の指導における態度の指針にされている⁶⁾。注目できる点としては、この通牒の内容に沿って指導を行い、決して既成の宗派教育をなすことではないことである。なぜならば、宗派に関する教育は、それぞれの家庭で行われることであるからである。

なお、同書では宗教性教育と表現されているが、1935年文部次官通牒で示される宗教的情操教育と同じ意味と捉えられる。

静岡千代田尋常高等小学校の方針によれば、「本能的に児童に萌芽した宗教性を普遍妥当、穩健中正な大乘の見地に立つて順調により高次に発達させ、家庭の宗派生活と相待つて、著しく発達すると言はれる児童期の宗教性の完成へとつとめたい⁷⁾と述べられている。さらに、心身ともに飛躍的に発達するこの時期に指導を誤ると、宗教に対する懐疑心につながるため、幼児期までに伸展しつつあった神秘の心、信頼の心、感恩の心を十分に育み、「科学の奥に神秘を感じさせ、本源である偉大な超自然的な神に対して全幅の信頼を捧げ、自然愛の不変な慈悲心に心を打たれ、感謝の生活を真に喜び、国家社会に対して常に全努力を以て奉公する人情豊かな性情の所持者となり、延いては将来社会人として正しき信念に燃ゆる宗教生活をなし得る基礎的教養即ち宗教へまでの教育を行う様祈願する⁸⁾と論じられている。

そのためには、教師自身の宗教についての理解や教養が必要であり、児童に対する感化薫陶をなすことに最大の意を用いることが求められている。さらに、児童の生活環境である学校・教育的諸行事・教科教育などに至る教育全般について宗教的に浄化し、「常に児童等の生活が聖く朗かに且つ和やかな生活が出来る様経営しなければならない。然も、情意活動を根幹とする教育活動であるから理論的分野よりも実践的を行を生活主体とする営為でなければならない」のである⁹⁾。

そして、「要するに吾々は教育方針の宗教的確立と指導者たるべき教師の徹底した教養とによって、児童等の全我的信頼の中に児童固有の宗教性である、神秘、信頼、感恩の念を彼らの全生活中の全機会に於て感化教養し、実践せしめて、以て善良有為な信念的な児童の教育に猛進したい¹⁰⁾

と教育の方針・願いが示されている。このように、同校においては、児童の生活全体において宗教的な要素を意識した教育活動を展開することが方針としてあげられている。

ここで言及されている「神秘」「信頼」「感恩」の念については、夜になると暗くなるのはなぜかといった科学的な疑問を「神秘」、親の愛や有り難さ、また存在に対して「感恩」「信頼」の念の説明があげられている。児童の日常生活にある自然現象や保護者に対する信頼や敬愛の情を理解させる教育が想定されている。

第四章において多くの紙面をとっているのは、学校の環境整備や行事についてである。例えば、環境宗教化の条件としては、「校内に敬虔なる気分を醸成すること」「物を尊び之に感謝し之を愛

護する習慣を養ふこと」「児童性に立脚し信念ある人格を育成すること」「近代科学的見地を考慮すること」などがあげられている¹¹⁾。

環境宗教化という表現が使われているが、その説明によれば、例えば、校地の整備や校舎の配置のほか、校内清掃にいたるまで細心の注意を払うことで、「校内に入れば自然に頭を垂れ自ら襟を正さずには居られない」という気風を作興すること、また日常的に使用する机腰掛や運動場の草木に対しても、「之に感謝し之を愛護する習慣を養成する」ことが述べられている¹²⁾。

続いて、宗教的諸行事の種類と内容については、以下のとおりである。資料2に、同校の諸行事および実際をあげてみよう。(1)～(8)の番号は、便宜上、筆者が付けたものである。

資料2 静岡千代田尋常高等小学校における宗教的諸行事の例

- (1) 皇室尊崇の生活態度を目指して
(御真影奉安殿の礼拝, 四大節拜賀式, 勅語詔書御下賜記念日の奉読式など)
- (2) 敬神崇祖の生活態度を目指して
(皇大神宮祭, 村社祭礼の参拝, 児童職員慰霊祭, 祖先崇拜奉仕など)
- (3) 英雄偉人崇敬の生活態度を目指して
英雄偉人の偉業を慕い, 偉大な人格を欽仰させ, その言行業績を見習う。
(家康祭4月17日, 楠公祭5月25日, 二宮祭7月23日, 乃木祭9月13日など)
- (4) 民族的諸行事实践について
民族文化にかかる行事のなかで児童にふさわしいものを選び, 心から実践することにより人間味ある境地にひたらせる。
(端午祭, 七夕祭, 雛祭, 針供養)
- (5) 勤労奉仕の生活態度を目指して
共同生活を営む上で公共心が大切である。
(大清潔法, 大掃除, 普通掃除, 学級園・学校園の美化作業など)
- (6) 自然愛好の生活態度を目指して
自然に接する機会を多く作り, 自然界の調和, 神秘さを発見させ, その恩恵の大なるを感じさせる。
やがて聖なる心持にまで導入していく。
(校外指導, 遠足など)
- (7) 自律の生活態度を目指して
他人に頼らず自己の力を以て自己を実現せんとする意気を涵養することは, 確たる宗教的な信念をつける上に必要なことである。
(自学的学習訓練, 自己分担の仕事に対する責任感の涵養, 生活の反省など)
- (8) その他
謝恩会(卒業期に際して, 感恩・報謝の念をもつ)
誕生会(お互いの誕生を祝い, 相互の伸展を祝う。これを機に君恩, 親恩, 師恩について反省させる。)

(『我が校に於ける宗教性教育』34-42頁より筆者が作成。)

同校の宗教的諸行事において特徴的な項目としてあげられるのは、(2)(3)(4)であろう。例えば、(2)敬神崇祖の生活態度を目指して、神社祭礼の参拝や児童職員の慰霊祭、祖先崇拜奉仕が示されている。慰霊祭については、毎年春の彼岸に、当該年度に物故した学友および職員を対象にして執り行われる。「ありし日の面影をしのび、且つ生前の功德を讃へさせる麗しい集い」である。礼拝に、挨拶に、追悼談に一同の心が自ら純化され行くのを覚えるという。児童においては、「よし亡友の分までもといふ努力心、そして又感謝報恩てふ(ママ、「感謝報恩する」-引用者注)精神に打たれる」機会になるのである¹³⁾。

(3)については、過去の英雄や偉人を顕彰かつ崇敬する態度を育成することがねらいである。すなわち、「偉大なる人格を欽仰せしめ其の言行業績を通して我も又といふ感を持たしめる。同時に又、其の行動を実現せしめた背後の力、無限にして偉大なる霊力を感じしめ、信仰帰依にひたらしめる」側面もある。(4)については、「諸行事をとほして、伝統的精神を体験せしめ、強さ、優しさ、向上練達を心から祈り或は物に対する報恩感謝の気持を捧げる」ためである。針供養については、尋四以上の女子が対象であり、「折針処置、感想発表会、学芸会」を行うことにより、物を愛護する心情を育み、報恩感謝の気持ちを捧げる行事と言えよう¹⁴⁾。

先に指摘した「神秘」については(6)が該当するだろう。すなわち、児童に自然に接する機会を通じて、日常生活における自然の恩恵に感謝する気持ちに導くものである。「感恩」「信頼」は(8)が該当すると思われる。謝恩会や誕生会という機会を通じて、さまざまな「恩」を感得させることになっている。

以上のような諸行事が同校では設定されていた。しかし、いずれも特殊なものではないという。またこれで充足しているわけではない。学校生活において日々行われている具体的な例であるが、より深いところまで掘り下げて指導できているかどうか重要であると述べられている。児童の情操(宗教性)を陶冶するためには、教師の指導の手腕にかかっていると見えるだろう。

3. 読方における宗教性陶冶の役割

『我が校に於ける宗教性教育』には、修身から裁縫にいたる15教科について、それぞれが宗教的情操に果たす役割について述べられている。本節では、主要教科である国語(読方)に着目して、その内容を確認してみよう。

はじめに教科の特性について述べられている。すなわち、「読方は読みを通して(又は言語活動)人間を培ふ学科である。即ち、文章を媒介として国民的常識も、文学的教養も、国民的志操も、より高き宗教性も陶冶されるのである。読書生活の有難味はこゝにある¹⁵⁾という。そして、学校における読方教材は、精選されたものであるため、児童が「その主題や内容から受ける精神的感化には至大」のものがあり、「我等の希求している宗教性教育は、読方教材を通してもよりよく行はれ得るものである」と述べられている¹⁶⁾。

それでは読方を通してなされる宗教性陶冶はどのような側面を持っているのか。同書では、大きく2つに分けられている。

- 「1、言語、文字、文章に対する有難味の体得
之が尊重、愛護の信念を深める
- 2、
イ、宇宙及自然の神秘感
ロ、忠誠奉公、親子師弟間の情愛
ハ、信念的、自覚的行動
報恩感謝、至誠の人になまで。
- ニ、人力の及ばぬ不可思議さ(神佛等の力)
ホ、その他¹⁷⁾

1に関しては、言語能力の向上に即して身につく資質(言語に対する尊重、愛護の信念)としてあげられている。2に関しては、教材の内容を学ぶことを通じて陶冶される項目である。この1・2については項目だけが記されるだけで、それ以上の解説はない。続けてこの項目をふまえ、宗教性陶冶に資する読方教材が、小学国語読本巻一から巻十二、さらに高等小学読本(農村用)から抽出されて、一覧にまとめられている¹⁸⁾。前者を引用すると資料3のとおりである。

資料3 宗教性陶冶に機縁深き読方教材の一覧

小学国語読本 卷一―卷四 卷一 オヒサマ ヒノマルノハタ 卷二 三、アシタハエン ソク 一一、才正月	小学国語読本 卷五―卷六 卷五 一、天の岩屋 二、参宮だより 四、天長節 五、八岐のをろち 一三、少彦名のみこと 二一、天孫 二二、犬のてがら 二五、二つの玉	小学国語読本 卷七―卷八 卷七 二、弟橘媛 三、傘松（ママ、「五、からかさ松」―引用者注） 九、笛の名人 一三、錦の御旗 一八、五作ぢいさん 二一、安倍川の渡し 二三、お月見 二六、乃木大将の幼年時代 卷八 三、呉鳳 七、萬壽姫 一〇、菊 一三、小さい傳令使 一四、自動織機 一七、扇の的 二〇、廣瀬中佐	小学国語読本 卷九―卷十 卷九 四、八幡太郎 五、松下禅尼 九、馬ぞろへ 一〇、松平信綱の幼時 一六、三日月の影 二三、袴垂 二六、もくせいの花 二七、橘中佐 二八、国語の力 卷一〇 一、明治神宮 五、水兵の母 九、柿の色 一〇、稲むらの火 一三、久田船長 一四、母の力 一七、雪の山 二一、国法と大慈悲 二四、熊野紀行 二七、御民われ	尋常小学国語読本 卷十一―卷十二 卷十一 一、太陽 二、孔子 一三、ふか 一七、松阪の一夜 二二、リンカーンの苦学 二六、ウエリントンと少年 二八、鐵眼の一切経 卷十二 一、明治天皇御製 二、出雲大社 九、月光の曲 一四、リヤ王物語 一九、釋迦 二一、青の洞門 二六、勝安芳と西郷隆盛
--	---	--	--	---

（『我が校に於ける宗教性教育』50-52頁と小学国語読本とを突き合わせて筆者が作成。）

なお、卷一から卷十までは国定教科書（第四期）の教材である。卷十一から卷十二については、1937年時点では刊行されていなかったため、国定教科書（第三期）の教材が抽出されて記されている。

同書の執筆者によれば、大部分の課が宗教性陶冶に関係を持っているという。そして、これに関

係する教材を抽出して、資料3が示されている。しかし、これらの教材については、児童の宗教性を啓培できるかどうかについては詳しく言及されていない。しかし、各課の要旨にもとづいて適切な解釈を徹底すれば、「自から宗教性の啓培が出来ると信ずる」と述べている¹⁹⁾。抽出されている諸

教材については、皇室や神話に由来する内容（天長節、天の岩屋ほか）、英雄偉人に関する内容（東郷元帥、乃木大将ほか）、敬神崇祖に関する内容（村祭ほか）など、前節の宗教的諸行事の例に関連するものがあげられているのが特徴であろう。児童の宗教性を育むためには、教師による教材研究とそれに基づく適切な指導が必要である。

本節では、静岡千代田尋常高等小学校の指導方針や具体的に取り組まれる諸行事、教科（読方）の特徴を概観してきた。児童に対する宗教性を涵養する教育として展開するには、教材の内容だけでなく、教育実践にあたる教師による宗教に対する理解や指導力によるところが、その効果をあげる主要な要素であろう。

4. 教科における実際——教授案にみる授業構想と展開

筆者が入手した『我が校に於ける宗教性教育』について、同書には別資料として研究発表会の教授案と講演要項が付けられている。当時の指導計画を目にする機会は乏しいため、本節では研究会当日に授業が行われた尋常科第2学年（2年1組）の読方教授案を取りあげて、その指導展開を検討する。

授業者は土屋虎之助という人物である。そして、教材は「山がらの思出」（小学国語読本巻四、第十課）²⁰が扱われている（はじめに紹介した写真3には「尋二ノ一 土屋訓導 読方 『山がら

の思出』を中心とする合科的取扱」と記されている）。これは資料3の「宗教性陶冶に機縁深き読方教材の一覧」に位置づけられていた教材である。

資料4に「山がらの思出」教材を引用するが、もとの教材は縦書きである。

本時の目的としては、「年久しく飼ひ慣らし、愛撫してゐた山がらが、痛々しい負傷のまゝ行方知れずに逃去った後も尚、山がらの事が忘れられず折に触れては思ひ出されると云ふ純情流露の此の文を味読する事に依つて、作者の優しい心の動きを感得せしめて、童心の純化を図り、兼ねて新字・重要語句の指導をなし、併せて文創作の一助としたい」²¹とある。上記引用において、「作者の優しい心の動きを感得せしめて、童心の純化」を図るところに、情操を涵養する土屋訓導の指導の意図があると考えられる。

授業者による本教材にかかる具体的な指導展開については、資料5のようにまとめられる²²。もとの教授案は縦書きであり、誤植と思われる文字および記号などについては、筆者が適宜、修正を施した。

土屋訓導によれば、本教材は子どもの生活をそのまま描写した生活文であり、わざとらしい誇張や修飾がなく、「どこまでも率直で飾らず、子供らしい優しい愛情と、深い同情とが其儘表現されて、一層彼らに共鳴共感を与える事に於て力強いものがある」²³と評されている。

本文の内容については、日頃飼育して可愛がっていた山がらが、或夜ねずみに足の指を喰い切ら

資料4 「第十課 山がらの思出」

私のうちに、山がらが一羽かつてありました。大そうよくなれて、私の手からゑをたべるほどになってゐました。

それが、かはいさうに、ある晩、ねずみに足の指をくひ切られました。

どんなにかないたのでせうが、うちのものは、朝まで知らずにゐました。

きずを見てやろうと思って、私がかごの戸をあけますと、山がらとはび出して、竹がきの上に止まって、それから、うらの山へとんで行ってしまひました。

これは、私が七つの年のことでした。今でも、山がらの聲を聞くと、

まだあれが生きてゐるだらうか、足のきずはどうしたらうかと、

思はないことはありません。

（『日本教科書大系 近代編』第7巻、国語（四）、講談社、1963年、641頁。）

資料5 土屋虎之助訓導による「山がらの思出」の指導展開

六、教授過程

1. 読む 二回
2. 話し合ひ（前二時間の復習を主として）
 - ・筋の中心をなすもの 等を話し合ひつゝ、全課の事の起り、及其の経過 の総括を行ふと共に作者と山がらとの関係 本時の目的を決定。
3. 読む（教師の読み一回）
4. 書く（前二時間分を表しつゝ、本時分も）

第一時分	第二時分	本時分
一、山がらが一羽	よくなれて	私の手から
二、ねずみに 足の指を	それが うちのものは	かはいさうに
三、朝まで知らずに		どんなにかないたのでせう
四、とび出して うらの山へ	竹がきの上	きずを見てやらうと
五、七つの年 今でも 山がらの聲	これは 生きてゐるだらうか 足のきずはどうしたらうか	あれが 思はないことは ありません

5. 読む（板書を中心として）
6. とく（板書をたどりつゝ、作者の真情を感得せしむ）
 - イ、追憶——思はないことはありません——意味
 - ロ、機縁——山がらの聲——なつかしさ
 - ハ、内容——生きてゐた日は——再び追憶へ
 - 或夜の出来事は
 - 其の後の山がらは
 - ニ、帰結——作者の真情——作者の心
 - ホ、児童文の取扱——追体験
7. 読む（全課一回）

七、備考 前課並に本課を中心として展開された学習内容は大体次の如きものである。

- イ、唱歌 「山がら」児童唱歌
- ロ、手工 山がら（切り抜）
- ハ、綴方 本課に類似せる生活経験の発表
- ニ、観察科 山がらに就て

れてしまう。飼い主（主人公の子ども）が、山がらの傷を看ようとした際、籠から飛び出した山がらが、そのまま行方も知れず逃げ去ってしまう。飼い主の子どもは、愛着、憐愍の情を禁じがたく、折にふれては思い起こす、というものである。

土屋虎之助による教材解釈によると、それぞれの段における飼い主の心の動きが次のように記されている²⁴⁾。

第1段：大そうよくなれて、私の手から糸をたべるほど…（互いに融け合った二つの幼い魂の愛の呼吸）

第2段：ねずみに足の指をくひ切られた…（同情の念）

第3段：朝まで知らずにみました…（憐愍の情、自分の不注意を嘆く悔恨の気持ち）

第4段：きずを見てやらう…（七歳の童児〔ママ〕とは思われない伶俐さと思いやりの念）

うらの山へとんで行ってしまひました…（生きて帰らぬ永遠の別れを悲しむ）

第5段：まだあれが生きてゐるだらうか…（尽きぬ哀惜の情）

足のきずはどうしたらうか…（山がらの無事を希求する念願）

短い読み物教材であるが、そこには飼い主の子どもの細やかな心の動きが表現されている。教材観のまとめとして、山がらに対する哀惜の情と無事を希求する念願で終わっているが、「全体として、山がらに対する追慕と之を憐れむ真情の流れ出づる心持」²⁵⁾が表されている。こうした美しい文に触れる機会を通して、「無言の中に動物に対する心からの同情の気持を起さしめ、一方には童心を純化し、浄化して動物愛護の精神を養う」²⁶⁾ことが目指されている。

土屋訓導の指導展開について、この教材は3時間で教授する構成になっている。そして、研究発表会の授業（本時）は、まとめにあたる時間であった。2年生の国語の授業であるため、指導の中心は物語の展開の整理、教材の読解や漢字・語句の理解が主になるものである。また、読方の授業だ

けで本教材は完結するのではなく、他の活動（唱歌、手工、綴方、観察科）でも扱うことにより、児童の理解を深めるように配慮されている。本授業については、山がらに対する憐愍、追慕、哀惜の情景、そして作者の真情や優しさに触れることを通じて、児童の情操を涵養することを企図する展開であった。

ところでこの教育実践は、宗教的諸行事について言及した児童職員の慰霊祭に通じる内容と思われる。土屋訓導の教授案において学校行事については述べられていないが、いなくなった存在に対して、在りし日の面影を偲び、追慕する姿はそれに通底するであろう。同校の宗教性教育の方針にそった「山がらの思出」実践であったと思われる。

静岡千代田尋常高等小学校においては、1935年文部次官通牒が発せられて、宗教的情操教育のカリキュラム開発に取り組み、その成果が公表された。同校の訓導による試行錯誤のもとで、教科指導および学校行事が相互に関連した教育実践が創出された点は評価されるだろう。

5. おわりに

本稿では、静岡千代田尋常高等小学校の資料を手がかりとして、1930年代における宗教的情操教育の営為の一端を検討した。1935年文部次官通牒を基本方針として、同校はカリキュラムの開発に取り組みでいた。そこでは特定の宗教を扱ったり、宗派教育に偏しないように配慮されていた。あくまでも児童の内に自然と発生する宗教性や情操の萌芽を育むことをねらいとするものであった。

具体的な取り組みとしては、学校の環境整備（環境宗教化）や宗教的諸行事が実施されていた。前者については、校内に入れば自然に襟を正さずにはいられない気風をつくること、日常的に使用する机・腰掛や運動場の草木に対して感謝し、また愛護する習慣を養成することが例としてあげられていた。後者の宗教的諸行事については、学校儀式、地域祭礼の参加、英雄偉人の顕彰と崇敬、年中行事のほか公共心や生活態度を省みる諸行事などが設定されていた。

教育実践については、研究会当日に実施された

尋常科第2学年の読方教授案（授業者：土屋虎之助）を取りあげて、その指導展開の特徴を検討した。教材は「山がらの思出」（小学国語読本巻四、第十課）であった。この授業は3時間構成の指導計画であり、本時はまとめの時間であった。

指導の中心は、物語の展開の整理、教材の読解や漢字・語句の理解が中心であった。それと同時に、山がらに対する憐愍、追慕、哀惜の感情や作者の真情そして優しさに触れることを通じて、児童の情操を涵養することをねらいとする内容であった。本教材では、山がらに対する哀惜の情や動物愛護の精神を育むものであったが、ひいては同校の宗教性教育に通底する要素を含んだ教育実践であったと思われる。

本稿は、静岡千代田尋常高等小学校で開催された研究発表会の資料を入手したことが執筆のきっかけになった。今回は国語（読方）の授業を取りあげたが、資料には他教科についても解説されているため、それらについても検討を深めていかなくてはならないだろう。今後も教育実践の記録の蒐集と検討を通じて、昭和戦前期に展開した宗教的情操教育の実態を明らかにできるように努めたいと考える。

付記：本稿は、日本学術振興会平成27～29年度科学研究費助成事業（基盤研究〔C〕、研究課題番号：15K02060、藤田大誠研究代表）の研究助成の成果の一部である。

注

- 1) 詳細については、井上兼一「近代日本の初等教育における政教分離原則とその緩和」、藤田大誠編『国家神道と国体論－宗教とナショナリズムの学際的研究－』弘文堂、2019年所収を参照。
- 2) 井上兼一「1930年代における宗教教育政策の転換とその影響」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第27集、2005年。同「国民学校における『敬神崇祖』教育－教育審議会の解釈に着目して－」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第47号、2010年。
- 3) 井上、前掲論文1）、228頁。
- 4) 同校編『千代田 創立80周年記念誌』静岡市立千代田小学校、1987年、114－115頁。および同校ホームページの「学校の歴史」を参照して筆者が作成した。
(https://tiyoda-e.shizuoka.ednet.jp/aspsrv/asp_introduction/history/defaultbf.asp)。
- 5) 同上、『千代田 創立80周年記念誌』51-52頁。
- 6) 『我が校に於ける宗教性教育』静岡市静岡千代田尋常高等小学校、1937年11月、17－19頁。
- 7) 同上書、19頁。
- 8) 同上書、20頁。
- 9) 同上書、20頁。
- 10) 同上書、20頁。
- 11) 同上書、27－28頁。
- 12) 同上書、34－42頁。
- 13) 同上書、37頁。
- 14) 同上書、40頁。
- 15) 同上書、48頁。
- 16) 同上書、48頁。
- 17) 同上書、49－50頁。
- 18) 同上書、50－52頁を参照。
- 19) 同上書、50頁。
- 20) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第7巻、国語（四）、株式会社講談社、1963年、641頁。
- 21) 『昭和12年度 我が校に於ける宗教性教育研究発表会 教授案講演要項』静岡市立千代田尋常高等小学校、1937年11月28日、1頁。
- 22) 同上資料、2－3頁を筆者が整理して作成した。
- 23) 同上資料、1頁。
- 24) 同上資料、1－2頁を筆者が整理した。
- 25) 同上資料、1頁。
- 26) 同上資料、1頁。

Exploring the Cultivation of Religious Sentiment in the 1930s: Focusing on a Research and Development School in Shizuoka City

INOUE Kenichi

Abstract

This study examines the cultivation of religious sentiment in the 1930s, with a focus on a research and development school. Elementary education in Japan was conducted according to maintaining a principle of separation between religion and politics beginning in the 1890s. On November 28, 1935, the Ministry of Education issued a notification about religious sentiment that triggered a relaxation of this principle.

Previous educational research has inadequately examined the reforms at schools which implemented the notification. Incidentally, the author found an opportunity to obtain materials on curriculum development implemented in Shizuoka Chiyoda Senior Elementary School in Shizuoka City, Shizuoka Prefecture. From 1924, the elementary school became affiliated with Shizuoka Women's Normal School, and because the Normal School trained teachers, the elementary school became involved with various research projects. The materials obtained were originally distributed in classes open to observation, which were held on November 28, 1937.

The present study provides an overview of the school's research activities, taking its history into account. Furthermore, the study examines the school's policy on cultivating religious sentiment, the types and content of school events, and teaching materials and teaching plans for subject lessons (i.e., Grade 2, Japanese language). Characteristic features based on the findings were identified; particularly, the conduct of educational practices that were considered unbiased toward any particular religion. The study suggests that this scheme resulted from the exploration of curriculum development by the teachers of the school.

Keywords

1930s, religious sentiment, curriculum development, school events, subject lesson (Japanese language)